

再就職のための相談や応募・面接の際には 再就職援助計画対象者であることを申告してください！ 早期再就職や賃金上昇につながる可能性があります！

早期の再就職や賃金上昇につながる可能性がありますので、ハローワークや民間の職業紹介事業者へ再就職の相談を行う場合や就職を希望する企業へ採用応募・面接をする場合には、【再就職援助計画対象労働者証明書】（以下、証明書）の提示などで再就職援助計画の対象者であることを申告してください。

（企業へ対象者であることを申告しづらい場合などはハローワークが代わりにその旨を伝えることも可能です）
※ハローワーク紹介による応募時に限る

! 応募の段階で応募先に自身が再就職援助計画の対象者であることを申告したくない場合には、応募・面接時に「再就職援助計画対象労働者証明書」を提示しなくても差し支えありません。

早期再就職・賃金上昇につながる理由

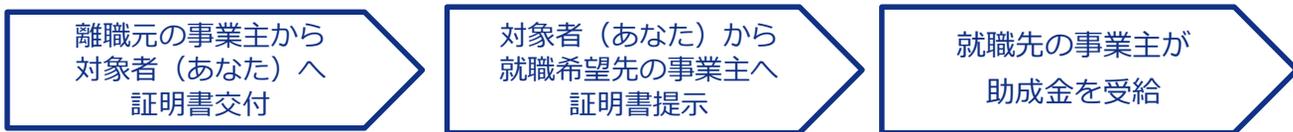
「再就職援助計画対象労働者」を一定の条件下で雇い入れた場合に、事業主は「労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）」の支給を受けることができます。
さらに、より高い賃金で雇い入れることで、助成金の金額が加算されます。

「労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）」とは

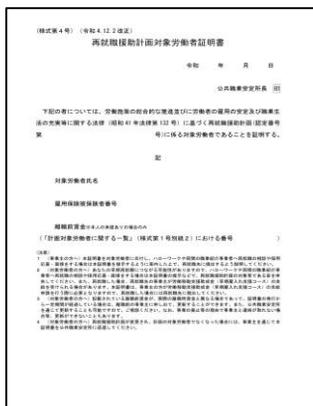
「再就職援助計画対象労働者」を次の①から③の要件で雇い入れた場合に、事業主は「労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）」の支給を受けることができます。
また、④の要件に該当する場合は、これに加えて加算額の支給を受けることができます。

- ① 離職日の翌日から3か月以内に、期間の定めのない労働者として雇い入れる
※ ハローワークからの職業紹介でない場合も助成対象となります。
※ 有期雇用契約で雇い入れた場合、有期雇用契約から無期雇用契約に切り換えた場合、紹介予定派遣後に雇い入れた場合は助成対象になりません。
- ② 雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇い入れる
- ③ 雇い入れ日から6か月後の日において、引き続き雇用している
- ④ 雇い入れ後6か月間の各月の賃金を雇い入れ前の賃金から5%以上、上昇させた

事業主が受給するまでのステップ：



再就職援助計画対象労働者証明書



○あなたが、法令に基づく「再就職援助計画対象労働者」であることをハローワークが証明したものです。再就職援助計画を作成した離職元の事業主経由で、ハローワークから交付されます。

○あなたを雇い入れた事業主は、この証明書をもって、「労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）」の支給を受けることができます。さらに、雇い入れ前と比較してより高い賃金で雇い入れた事業主は、この助成金に一定額が加算されます。

←この証明書を就職希望先の事業主へ提出してください。